公的年金からの特別徴収とは、公的年金から住民税(町県民税)を差し引いて 町に納入する制度です。平成27年度の納税通知書で「公的年金からの特別徴収税 額 | 欄に税額の記載があった方は、10月支給分の年金からそれぞれの税額を特別 徴収(天引き)します。

国民健康保険税についても、納税通知書の「特別徴収」欄に税額の記載があっ た方は、10月支給分の年金からそれぞれの税額を特別徴収します。

●問い合わせ 税務課 内線112

住民税 公的年金からの 特別徴収

今年度新たに 特別徴収と なる場合・ 昨年度中に特別 徴収が中止と なった場合

6月、8月は、年税額の4分の1ずつを普通徴収し、10月、12月、2月は、年税額から 普通徴収した額を差し引いた残りの額の3分の1ずつを特別徴収します。

		納付書やE 納付(普]座振替で 通徴収)	年金から天引き(特別徴収)			
住民税年税額 (例) 60,000円	納付月	6月	8月	10月	12月	2月	
	納付額	15,000円	15,000円	10,000円	10,000円	10,000円	

昨年度から 引き続き特別 徴収となる 場合

4月、6月、8月は、前年度2月に徴収した額と同じ額を、10月、12月、2月は年税額 から本年度の4月、6月、8月で仮徴収した額を差し引いた残りの額の3分の1ずつを特別 徴収します。

		年金から天引き (特別徴収)							
	前年度2月と同じ額(仮徴収)			本年度年税額の残りを3分割					
住民税年税額 (例)63,000円	納付月	4月	6月	8月	10月	12月	2月		
	納付額	10,000円	10,000円	10,000円	11,000円	11,000円	11,000円		

国民年金 保険料の **卷納制度**

過去5年以内に納め忘れた国民年金保険料を納付できる「後納制度」が、今年 の10月1日から3年限りの特例として開始されました。

後納制度は、事前申し込みにより納付が可能です。保険料を納めていただくこ とで、将来受け取る年金額の増額や、年金受給資格期間の取得につなげることが できます。なお、審査の結果、後納制度による納付を利用できない場合もあります。

- ●申請に必要なもの 年金手帳、印鑑
- ●申請先 お近くの年金事務所または役場保険医療課
- ●問い合わせ
 - ・国民年金保険料専用ダイヤル ☎0570-011-050
 - ・半田年金事務所 ☎0569-21-2375
 - ・役場 保険医療課 内線154

医療費の適正化にご協力ください!

皆さんのくらしをまもる 国民健康保険2



同じ病気での重複受診は控えましょう

同じ病気で、複数の医療機関を転々とすることは控えま しょう。転々とする度に医療費と時間がかさみ、重複する検 査や投薬は、かえって体に負担を与えてしまいます。体のこ とで気になることがあったら、かかりつけ医師に相談しま しょう。

●問い合わせ 保険医療課 内線154